

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎病院麻酔科医師による不祥事について

病院局

令和8年5月27日

1 事実関係(経過概要)

- (1) 市立川崎病院麻酔科医師（会計年度任用職員。以下「当該医師」という。）が、令和7年12月1日（月）、麻酔科医として担当していた手術の麻酔業務に従事中、普段から不眠に悩まされており、少しでも睡眠を確保したいという衝動に駆られて、無断で手術室を離れ、病院の麻酔薬プロポフォールを自己注射し、麻酔科医局ソファで横たわっているところを発見されました。
- (2) 手術には担当診療科の医師が複数付いていたものの、少なくとも30分程度の間、麻酔科医が不在の状態となりました。なお、この患者様の容体に問題は生じませんでした。
- (3) 同年12月2日（火）、当該医師からは睡眠障害の訴えがあったため、同病院精神科を受診させたところ、不眠症と診断され、約3週間自宅療養となりました。

1 事実関係(経過概要)

- (4) 当該医師は、その間の治療により睡眠状態は改善されたことから、複数の精神科医の受診や産業医の面談を経て、当面、時間外勤務を行わないこととし、令和8年1月5日(月)に復職となりました。
- (5) 当該医師は、復職後、指導医のもとで2日間で2件の麻酔を担当し、特に問題は生じませんでした。しかし、同月7日(水)、指導医のもとで担当した手術の際に、プロポフォールを持ち帰る目的でプロポフォール20m lが入ったシリンジから5m lを別のシリンジに分注したところ、手術中に翻意してそれを廃棄しました。また、元のシリンジに生理食塩水を5m l追加して偽装し、それを用いて患者様に8m lを投与し麻酔を導入しました。なお、この患者様の容体に問題は生じませんでした。

プロポフォールを入れた20mlシリンジ



1 事実関係(経過概要)

(6) 翌日8日(木)にも、前日と同じ手法でプロポフォール20mlのシリンジから5mlを分注し、元のシリンジに生理食塩水を追加して偽装し、麻酔器の引き出しに隠していましたが、それを看護師が発見したことにより事態が発覚し、偽装したプロポフォールは患者様に使用されることはありませんでした。

(7) これらの行為は、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であることから、同年3月27日付けで懲戒免職処分としました。併せて、管理監督責任として、上司である局長級職員及び部長級職員の計2名に対して、文書注意を行いました。

2 当該医師の復職の判断について

当該医師の復職に向けては、複数の精神科医の受診や産業医の面談を経て、医学上、労働安全衛生上の確認項目をクリアした上で、令和8年1月5日（月）の復職を川崎病院において認めたものですが、復職後直ちに、手術における麻酔業務に従事させるなど、現場へ復帰させたことについては、令和7年12月1日の事案において、少なくとも30分程度の間、麻酔科医が不在となったことに伴う患者側の安全の視点や重大な非違行為を行ったことに対する考慮がされておらず、この時点で何らかの人事上の措置を検討すべきであったと、深く反省しております。

3 患者様への対応について

(1) 令和7年12月1日の手術中の患者様について

手術には担当診療科の医師が複数付いていたものの、少なくとも30分程度の間、麻酔科医が不在の状態となりましたが、血圧、脈拍等に異常値は記録されておらず、容体の悪化はありませんでした。

この患者様に対しては、令和8年4月10日（金）に川崎病院の麻酔科部長、事務局長等から直接状況等を説明し、謝罪を行いました。

(2) 令和8年1月7日の手術時に偽装された麻酔薬を投与された患者様について

注射用医薬品の希釈に用いられる生理食塩水を加えて濃度が薄くなったプロポフォールが投与されることになりましたが、この患者様は薬効どおり就眠し、その後の麻酔は吸入式麻酔により、覚醒することなく安全になされており、健康上の問題は生じませんでした。

この患者様に対しては、同年4月3日（金）に川崎病院の麻酔科部長、事務局長等から直接状況等を説明し、謝罪を行いました。

3 患者様への対応について

いずれのケースにおいても、患者様の容体への影響が生じていなかったことで、説明や謝罪を行っておりませんでした。

本来であれば、これらの事案を把握した時点（（1）は令和7年12月1日、（2）は令和8年1月28日）で、患者様に説明し謝罪すべきでしたが、このことは、「医師は患者の利益を第一とし、患者の権利を尊重し、これを擁護するように努めなければならない。」とする医師の職業倫理指針にも反するものであり、患者様に御心配と御不安をおかけしましたことについて、改めて深くお詫び申し上げます。

4 被害届等の提出について

(1) 被害届の提出

令和8年3月27日付けで、川崎病院から川崎警察署に対し、麻酔薬の窃取に関する被害届を提出しました。この被害届は、川崎警察署と相談の結果、令和7年12月1日に自己使用したプロポフォール1アンプル（729円（税込み））についての窃盗の被疑事実に関するものとなります。

なお、当該医師から川崎病院が損害を受けた薬品（アンプル2本）及び注射器（針付き注射器4本）の総額1,522円（前述の729円を含む。）は、令和8年3月19日に、当該医師から民事上の被害の弁償を受けています。

プロポフォール20mlアンプル



(2) 厚生労働省への届出について

医師については、医師法第7条の規定により、厚生労働大臣が、戒告、3年以内の医業の停止又は免許の取消しの処分をすることができることとされており、本事案について、厚生労働省に情報を提供する方法を問い合わせたところ、基本的に刑事罰を伴わない事案の処分は難しいとのことでしたが、令和8年4月2日付けで厚生労働省の担当部署宛てに任意で情報を提供しました。

4 被害届等の提出について

【参考】 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあつた者

(略)

第七条 医師が第四条各号のいずれかに該当し、又は医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 三年以内の医業の停止
- 三 免許の取消し

5 本市健康福祉局による病院立入検査の結果について

今回の事案の発生を受け、本市健康福祉局による医療法第25条に基づく病院立入検査が、令和8年4月27日（月）に行われました。

(1) 立入の根拠とした違反内容(疑い)

<医療法第15条（管理者の監督義務）>

病院又は診療所の管理者は、この法律に定める管理者の責務を果たせるよう、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その他当該病院又は診療所の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。

(2) 立入検査の結果について(令和8年5月15日結果通知)

- 劇薬と他の物を区別して保管していることや、医療関係者不在時には施錠管理を行うなど、問題点はなかった。
- 注意・要望事項としては、麻酔薬の不正使用に関する事件を受けて、院内の担当部署において対策を講じていることは確認したが、本件や講じた対策について、病院全体として事例の共有や対策の検討を行い、記録を残すこと。

5 本市健康福祉局による病院立入検査の結果について

【参考】医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第二十五条 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所、助産所若しくはオンライン診療受診施設に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

6 本事案における課題と再発防止策について

課題(1) 薬(プロポフォール)の管理方法について

劇薬であるプロポフォールの管理方法に法的な問題はなく、さらに使用数の管理も行ってはいたものの、残液量の報告や回収までは行っていませんでした。

(再発防止策)

令和7年12月17日から、管理方法の見直しを行い、使用記録の作成(使用数と残液量の報告)や、残液の回収と確認を行うよう見直しました。

課題(2) 手術中における麻酔科医師の手術室からの離室について

当該医師は、無断で手術室から離室し、少なくとも30分程度の間、麻酔科医が不在となり、患者様の安全を脅かしかねない状態となっていました。

(再発防止策)

麻酔科医は、原則として手術中に手術室を離れることはありませんが、特に長時間にわたる手術などにおいては、トイレ等の生理現象への対応のため、短時間、手術室を離れることがあります。その際は、他のスタッフへの声掛けを行うこととなっていますが、本事案においては、それが徹底されていませんでしたので、離室する際には改めて、他のスタッフへの声掛けを徹底するよう周知しました。

6 本事案における課題と再発防止策について

課題(3) 本事案発生時(令和7年12月1日)の川崎病院の対応について

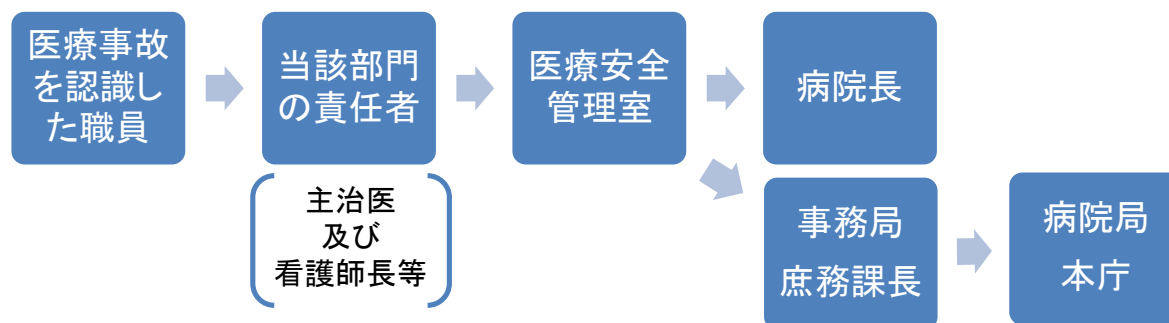
本事案の発生当日は、プロポフォルを自己注射した当該医師の救急外来への搬送などへの対応に追われており、当該医師の全身状態の回復に留意していたことや、麻薬とは異なり警察への報告事案でないことの確認などを行っていたため、病院局本庁への報告は行っていませんでした。

翌日、川崎病院において麻酔科部長による当該医師への事情聴取が実施されましたが、聴取内容等を含め、医師側と事務側との本件に関する連携が綿密になされず、病院局本庁へ報告がなされないまま、事案の処理が進んでしまいました。

(再発防止策)

院内のルールとして、医療事故発生時の報告ルート(※)が定められていますが、医療安全管理室、事務局等の関連部署に対して、担当レベルでの情報が共有されず、多角的な視点による組織的な対応ができなかったことから、院内で発生した事件、事故等については、広く医療事故発生時の報告ルートに従って担当レベルでの情報の共有、組織的な事案の検討を行うことを再度、院内で周知及び徹底します。

※ 医療事故発生時の報告ルートについて
川崎病院の医療安全管理指針において、「医療事故が発生した際には、医療事故発生時の報告ルートに従い、病院長等に報告を行う。」と定めています。



6 本事案における課題と再発防止策について

課題(4) 病院局における事故等発生時の迅速かつ適切な連絡の徹底について

病院において事故等が発生した際は、病院局本庁への速やかな第一報が求められますが、前述のとおり、川崎病院から病院局本庁への報告は徹底されませんでした。

(再発防止策)

病院局本庁（多摩病院運営管理担当を含む。）及び直営2病院の事務職管理職をメンバーとする会議を令和8年4月17日に開催し、事件・事故や事務ミスが発生した際の迅速かつ適切な連絡について、ネガティブ情報の第一報は速やかに病院から病院局本庁へ入れるよう、周知徹底を図りました。

課題(5) 当該医師の復職の判断について

前述の「2 当該医師の復職の判断について」にありますとおり、復職の判断は妥当であったものの、復職後直ちに、手術における麻酔業務に従事させるなど、現場へ復帰させたことについては、患者様の安全の視点や重大な非違行為を行ったことに対する考慮がされておらず、適切ではありませんでした。

(再発防止策)

復職可能と医療的に診断がなされた場合であっても、臨床に復帰することに対する市民感覚や、サービス規律確保の観点など、多角的な視点に基づく検討を院内で実施するとともに、病院局本庁にも情報を共有することにより慎重に判断を行います。

6 本事案における課題と再発防止策について

課題(6) 患者様への説明・謝罪について

本事案はいずれも、患者様の容体や健康上の問題が生じなかったことから、本事案の発覚後速やかに、患者様への説明や謝罪等の特段の対応を取ることはしませんでした。

(再発防止策)

患者様の容体の悪化や健康上の問題のみならず、患者様の安全の視点や、重大な非違行為、服務規律違反などの観点も踏まえて、患者様への説明・謝罪の必要性を判断するよう、広く医療事故発生時の報告ルートに従って担当レベルでの情報の共有や事案の組織的な検討を徹底します。

課題(7) 職員に対するコンプライアンスや服務規律確保の徹底

本事案は、手術中に手術室から離室し一定時間患者様を放置したことや、病院の薬品を窃取する等の公務上非行などが主な処分理由となりますが、当該医師においては、コンプライアンスや服務規律の意識が欠けていました。

(再発防止策)

医師に対しては、入職時のオリエンテーションにおいて、資料を用いて服務についての説明を実施していることに加えて、今回の事例を含めて教訓材料とし、より一層丁寧で具体的な説明や研修等を実施し、医師のコンプライアンスや服務規律の確保の徹底を図ります。また、病院全体としても今回の事例の共有や対策の検討を行います。

6 本事案における課題と再発防止策について

課題(8) 医師等の健康状態の把握・相談体制(相談しやすい体制)の充実

当該医師から睡眠障害の訴えがあったのは、自己注射の翌日の麻酔科部長による事情聴取の際でした。医師及び歯科医師の心身の健康に関する相談窓口が十分に周知されていませんでした。

(再発防止策)

医師及び歯科医師の入職時のオリエンテーション資料に、心身の健康に関する相談の窓口情報を掲載するとともに、医師及び歯科医師への業務連絡手段である電子カルテのお知らせ画面にも掲載します。

7 川崎病院の信頼回復に向けて

前述の再発防止策を徹底し、ガバナンスの構築や、コンプライアンス、服務規律の確保を図るとともに、「患者の利益を第一」とする考え方を改めて職員に徹底させ、川崎病院が掲げる「基本理念」、「病院運営方針」、「患者さんの権利」の趣旨を職員一人ひとりが再確認し、実践していくことで、職員一同、患者様や市民の皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。